お知らせ

担当課 監理課 担当者 難波、助川 内 線 4133、4138 直 通 226-7463

建設業法による指示処分

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項の規定により、次の建設業者に対し、監督処分(指示処分)を行ったのでお知らせします。

記

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社タカ電設	代表者氏名	新居	貴雄
主たる営業所 の所在地	岡山市南区築港栄町10-11			
許可番号	岡山県知事許可(般-3)第23286号			
許可を受けてい る建設業の種類	と / ト・十 事業			

2 処分をした日令和6年6月20日

3 処分の内容

建設業法第28条第1項の規定による指示

- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- (2) 建設業法及び関係法令を遵守する組織体制を整えるとともに、社内教育を継続的に実施すること。
- (3) 上記(1) 及び(2) について、同社が講じた内容を文書により報告すること。(研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。)

4 処分の原因となった事実

株式会社タカ電設は、令和4年12月31日及び令和5年12月31日を審査基準日とする経営事項審査において、技術職員の常勤性を証明するための確認資料に、有効ではない健康保険被保険者証の写しを提示するとともに、令和4年12月31日を審査基準日とする経営事項審査にあっては、その申請により得た経営事項審査結果通知書をもって、本県に対し令和6年度・令和7年度建設工事入札参加資格審査の申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するため、同条第1項に基づき指示処分とする。